

序章 環境影響評価書の目的と経緯

序章 環境影響評価書の目的と経緯

1. 環境影響評価の目的

本書は、(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業に関し、「埼玉県環境影響評価条例(平成6年、埼玉県条例第61号)」第6条の規定に基づき、平成30年8月10日付で知事に提出した『(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業環境影響評価準備書』(以下、『準備書』という。)の記載事項について、住民等の意見及び知事意見の内容を踏まえて検討を行い、『(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業環境影響評価書』(以下、『評価書』という。)として取りまとめたものである。

2. 評価書作成までの経緯

評価書作成前までの経緯の概要は、表1に示すとおりである。

表1 環境影響評価手続きの経緯の概要

	事項	時期
調査計画書	調査計画書の提出	平成28年12月2日
	調査計画書等の公告及び縦覧 (意見数11件)	平成28年12月9日～平成29年1月10日
	調査計画書説明会の開催 (東松山市、鴻巣市、桶川市、北本市、川島町、吉見町)	平成28年12月16日～平成28年12月22日
	知事の意見	平成29年2月28日
	調査計画書の変更 ・代表者の変更 ・環境影響評価項目及び現地調査地点の変更 ・事業計画の詳細記述及び環境影響評価項目の選定内容の変更	平成29年5月25日 届出 平成30年1月12日 申請 平成30年2月6日 承認 平成30年7月12日 申請 平成30年7月30日 承認
調査	環境影響評価に係る現地調査	平成29年6月～平成30年7月
準備書	準備書の提出	平成30年8月10日
	準備書等の公告及び縦覧 (意見数13件)	平成30年8月21日～平成30年9月21日
	準備書説明会の開催 (東松山市、鴻巣市、桶川市、北本市、川島町、吉見町)	平成30年8月27日～平成30年9月5日
	見解書の作成等	平成30年10月23日意見者へ送付
	公聴会の開催	平成30年11月27日～平成30年11月28日
	知事の意見	平成30年12月25日
	準備書の変更 ・事業計画の詳細記述と環境影響評価項目の選定内容	平成31年1月29日 申請 平成31年2月14日 承認
評価書	評価書の提出	平成31年3月

3. 評価書における準備書からの変更

準備書に対する住民等の意見及び知事意見を反映させるために、準備書の内容を再検討すると共に、記述の追加、修正を行った。主な追加、修正事項は表 3 に示すとおりである。また、調査計画書及び準備書から変更申請を行った承認得て変更した事項は以下に示すとおりである。なお、誤字、脱字等の軽微な訂正については記載していない。

表 2 追加・修正の区分

区分	内 容
A	住民等の意見及び知事意見あるいは技術審議会の指摘事項に対応して追加・修正を行った。
B	内容の充実または分かりやすくするために、文章等の追加・修正を行った。
C	事業計画の変更に伴い、修正を行った。

表 3(1) 準備書の主な追加・修正事項とその内容

項 目	追加・修正内容	項	区分
第 2 章 対象事業の目的及び概要 2.5 事業の実施期間 表 2.5-1 事業の実施期間	・事業の実施期間を変更	2-4	C
2.6 事業の実施方法 2.6.1 施設の計画目標年次	・施設の計画目標年次を変更	2-5	C
2.6.4 ごみ処理計画	・(計画目標年次)、(平成 34 年度以降)を変更	2-10	C
表 2.6-3 処理対象ごみ量 (組合 2 市 6 町 1 村全体)	・(計画目標年次)を削除	2-11	C
2.6.7 排ガス処理計画及び大気汚染防止計画 (1)排ガス処理計画	・正確な表現に修正	2-13	A
(2)大気汚染防止計画	・大気汚染防止計画について詳しく追記	2-15	A
2.6.8 給水・排水計画及び水質汚濁防止計画 (2)排水計画	・生活排水及びボイラ排水について追記	2-16	A
(3)水質汚濁防止計画 (a)農業集落排水処理施設への排水について	・隣接する農業集落排水処理施設への排水について詳細を追記	2-21 2-22	A
2.6.14 緑化・湿地環境計画 図 2.6-8 創出する湿地環境イメージ	・緑化・湿地環境計画を追記 ・創出する湿地環境のイメージ図を追記	2-27	A
2.6.15 工事計画	・工事工程期間を変更	2-27	C
表 2.6-10 工事工程(案)	・工事工程期間を変更	2-28	C
2.6.17 工事中の環境保全計画 (4)生物(動物、植物、生態系)	・環境保全計画に「(4)生物(動物、植物、生態系)」を追記	2-29	A
3.2 自然的状況 3.2.1 大気環境の状況 (2)大気質の状況 (d)光化学オキシダント 表 3.2-7 光化学オキシダントに係る環境基準適合状況(平成 28 年度)	・一般局【東松山】と【鴻巣】の昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数と昼間の 1 時間値が 0.12ppm の時間数の数値が逆であったため修正	3-69	B

表 3(2) 準備書の主な追加・修正事項とその内容

項 目	追加・修正内容	項	区分
9.1 大気質 9.1.1 調査 (3)調査地域・地点 (b)現地調査	・調査地点が妥当であることを追記	9.1-4	A
(4)調査期間・頻度 (b)現地調査	・現地調査結果に埼玉中部環境センターの稼働による排ガスの影響が含まれていることを追記	9.1-6	A
9.1.2 予測 (1)、(a)、(ア)、i) レベルの見出し	・構成変更(見出しの順番を変更)	9.1-47 ～ 9.1-110	A
9.1.2 予測 (1)工事中の建設機械の稼働に伴う 二酸化窒素 (b)予測方法 (カ)バックグラウンド濃度	・バックグラウンド濃度は埼玉中部環境センターの稼働による煙突排ガスの影響が含まれていることを追記	9.1-56	A
(3)工事中の資材運搬等の車両の走行 に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物 質、炭化水素 (c)予測地域・地点	・予測地点が妥当であることを追記	9.1-66	A
(e)予測条件 (ク)バックグラウンド濃度	・バックグラウンド濃度は埼玉中部環境センターの稼働による煙突排ガス及び自動車排ガスの影響が含まれていることを追記	9.1-69	A
(4)工事中の資材運搬等の車両の走行 に伴う降下ばいじん (c)予測地域・地点	・予測地点が妥当であることを追記	9.1-72	A
(5)供用後の施設の稼働に伴う二酸化 窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物 質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類 (c)予測条件 (オ)バックグラウンド濃度 i)長期平均濃度 ii)短期高濃度	・バックグラウンド濃度は埼玉中部環境センターの稼働による煙突排ガスの影響が含まれていることを追記	9.1-91 9.1-92	A
(6)マテリアルリサイクル推進施設の稼働 による粉じん (f)予測結果	・機器はすべて建屋内に納めることを追記	9.1-104	A
(7)供用後の自動車の走行に伴う二酸 化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素 (c)予測地域・地点	・予測地点が妥当であることを追記	9.1-105	A
(8)供用後の自動車等の走行に伴う 降下ばいじん (c)予測地域・地点	・予測地点が妥当であることを追記	9.1-108	A
9.1.3 評価 (2)環境の保全に関する配慮方針 (c)供用後の施設の稼働に伴う大気質 への影響 (ア)ごみ焼却処理施設(熱回収施設) (イ)マテリアルリサイクル推進施設 (粗大ごみ処理施設)	・ごみ焼却処理施設(熱回収施設)の環境 の保全に関する配慮方針を詳しく追記	9.1-113 9.1-114	A
9.2 騒音・低周波音 9.2.1 調査 (3)調査地域・地点 (b)現地調査	・調査地点が妥当であることを追記	9.2-4	A
(4)調査期間・頻度 (b)現地調査	・現地調査結果に埼玉中部環境センターの通常稼働時における施設稼働音の影響が含まれていることを追記	9.2-6	A

表 3(3) 準備書の主な追加・修正事項とその内容

項 目	追加・修正内容	項	区分
9.2.2 予測 (1)、(a)、(ア)、i) レベルの見出し	・構成変更(見出しの順番を変更)	9.2-19 ～ 9.2-51	A
9.2.2 予測 (1) 工事中の建設機械の稼働に伴う騒音の影響 (e) 予測条件 (ウ) 現況騒音レベル	・平日の現地調査結果としてSV-1とした理由を追記 ・現地調査結果に埼玉中部環境センターの通常稼働時における施設稼働音の影響が含まれていることを追記	9.2-23	A
(2) 工事中の資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響 (c) 予測地域・地点	・予測地点が妥当であることを追記	9.2-27	A
(3) 供用後の施設の稼働に伴う騒音の影響 (e) 予測条件 (エ) 現況騒音レベル	・現地調査結果に埼玉中部環境センターの通常稼働時における施設稼働音(騒音)の影響が含まれていることを追記	9.2-36	A
(4) 供用後の施設の稼働に伴う低周波音の影響 (e) 予測条件 (エ) 現況音圧レベル	・現地調査結果に埼玉中部環境センターの通常稼働時における施設稼働音(低周波音)の影響が含まれていることを追記	9.2-44	A
(5) 供用後の自動車等の走行に伴う騒音の影響 (c) 予測地域・地点	・予測地点が妥当であることを追記	9.2-47	A
9.2.3 評価 (3) 評価結果 (c) 供用後の施設の稼働に伴う騒音及び低周波音の影響 (ア) 施設の稼働に伴う騒音の影響 ii) 基準・目標等との整合の観点	・環境保全目標に適合すると評価した理由について追記	9.2-57	B
9.3 振動 9.3.1 調査 (3) 調査地域・地点 (b) 現地調査	・調査地点が妥当であることを追記	9.3-3	A
(4) 調査期間・頻度 (b) 現地調査	・現地調査結果に埼玉中部環境センターの通常稼働時における施設稼働振動の影響が含まれていることを追記	9.3-5	A
9.3.2 予測 (1)、(a)、(ア)、i) レベルの見出し	・構成変更(見出しの順番を変更)	9.3-9 ～ 9.3-29	A
9.3.2 予測 (1) 工事中の建設機械の稼働に伴う振動の影響 (e) 予測条件 (ウ) 現況振動レベル	・平日の現地調査結果としてSV-1とした理由を追記 ・現地調査結果に埼玉中部環境センターの通常稼働時における施設稼働振動の影響が含まれていることを追記	9.3-12	B A
(2) 工事中の資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響 (c) 予測地域・地点	・予測地点が妥当であることを追記	9.3-16	A
(3) 供用後の施設の稼働に伴う振動の影響 (e) 予測条件 (ウ) 現況振動レベル	・平日の現地調査結果としてSV-1とした理由を追記 ・現地調査結果に埼玉中部環境センターの通常稼働時における施設稼働振動の影響が含まれていることを追記	9.3-21	B A
(4) 供用後の自動車等の走行に伴う振動の影響 (c) 予測地域・地点	・予測地点が妥当であることを追記	9.3-25	A

表 3(4) 準備書の主な追加・修正事項とその内容

項 目	追加・修正内容	項	区分
9.4 悪臭 9.4.1 調査 (3)調査地域・地点 (b)現地調査	・現地調査結果に埼玉中部環境センターの通常稼働時における煙突排ガス(悪臭)の影響が含まれていることを追記	9.4-2	A
9.4.2 予測 (1)、(a)、(ア) レベルの見出し	・構成変更(見出しの順番を変更)	9.4-9 ～ 9.4-13	A
9.5 水質 9.5.2 予測 (1)、(a)、(ア) レベルの見出し	・構成変更(見出しの順番を変更)	9.5-9	A
9.5.2 予測 (1)造成等の工事に伴う公共用水域の水質への影響 (d)予測時期等	・造成時の工事に伴う濁水やアルカリ排水が最大となる時期について詳細を追記	9.5-9	A
(e)予測条件	・予測条件を追加	9.5-9	A
(f)予測結果	・公共用水域の水質への影響は出来る限り低減できると予測する理由について追記	9.5-9	A
9.5.3 評価 (3)評価結果 (a)造成等の工事に伴う公共用水域の水質への影響 (ア)影響の回避・低減の観点	・接続詞を変更	9.5-10	B
(イ)基準・目標等との整合の観点	・公共用水域の水質への影響は極めて小さくなると考えられる理由について追記	9.5-11	A
9.7 土壌 9.7.2 予測 (1)、(a) レベルの見出し	・構成変更(見出しの順番を変更)	9.7-6 ～ 9.7-8	A
9.7.2 予測 (1)造成等の工事に伴う土壌への影響 (e)予測条件	・見出しに予測条件を追加	9.7-6	B
9.7.3 評価 (1)、(a)、(ア) レベルの見出し	・構成変更(見出しの順番を変更)	9.7-8 ～ 9.7-10	A
9.7.3 評価 (2)供用後の施設の稼働に伴う土壌への影響 (b)環境の保全に関する配慮方針	・水銀発生抑制のための配慮方針に、水銀除去のために活性炭吸込方式を採用することを追記	9.7-9	A
9.9 動物、9.10 植物、9.11 生態系 予測、評価について	・水田及び樹木に依存する動植物の生息環境を保全するため、事業地内に好適なビオトープを設置する等、更なる環境保全措置を検討	9.9-77 ～ 9.9-123 9.10-18 ～ 9.10-34 9.11-12 ～ 9.11-42	A
9.12 景観 9.12.3 評価 (2)環境の保全に関する配慮方針	・配慮方針を追加	9.12-41	A
9.13 自然とのふれ合いの場 9.13.2 予測 (1)、(a) レベルの見出し	・構成変更(見出しの順番を変更)	9.13-29 ～ 9.13-31	A
9.13.3 評価 (1)、(a) レベルの見出し	・構成変更(見出しの順番を変更)	9.13-31 ～ 9.13-33	A

表 3(5) 準備書の主な追加・修正事項とその内容

項 目	追加・修正内容	項	区分
9.16 廃棄物 9.16.1 予測 (1)、(a) レベルの見出し	・構成変更(見出しの順番を変更)	9.16-1 ～ 9.16-4	A
9.16.1 予測 (2)供用後の施設稼働に伴う廃棄物の影響 (d)予測時期等	・予測時期を変更	9.16-3	C
(f) 予測結果	・計画施設で処理できない処理不適物から発生するごく少量の焼却残渣について追記	9.16-3	A
9.16.2 評価 (1)、(a) レベルの見出し	・構成変更(見出しの順番を変更)	9.16-4 ～ 9.16-6	A
(2)供用後の施設の稼働に伴う廃棄物の影響 (b)環境の保全に関する配慮方針	・計画施設では処理できない処理不適物について追記	9.16-6	A
9.17 温室効果ガス等 9.17.1 予測 (1)、(a) レベルの見出し	・構成変更(見出しの順番を変更)	9.17-1 ～ 9.17-11	A
(3)供用後の施設稼働に伴う温室効果ガスの影響 (d)予測時期等	・予測時期を変更	9.17-6	C
(4)供用後の自動車等の走行に伴う温室効果ガスの影響 (d)予測時期等	・予測時期を変更	9.17-9	C
9.17.2 評価 (1)、(a)、(ア) レベルの見出し	・構成変更(見出しの順番を変更)	9.17-11 ～ 9.17-16	A
(1)造成等の工事に伴う温室効果ガスの排出 (a)評価方法 (i)基準・目標等との整合の観点 表 9.17-19 工事の実施に伴う温室効果ガスの排出係数に係る整合を図るべき基準等	・基準等の表を追加	9.17-12	A
(c)評価結果 (ア)工事中の建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響 (ii)基準・目標等との整合の観点	・記述を変更	9.17-12	A
(i)工事中の資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響 (ii)基準・目標等との整合の観点	・記述を変更	9.17-13	A
(2)存在・供用時に伴う温室効果ガスの排出 (a)評価方法 (i)基準・目標等との整合の観点 表 9.17-20 工事の実施に伴う温室効果ガスの排出係数に係る整合を図るべき基準等	・基準等の表を追加	9.17-14	A
(c)評価結果 (ア)供用後の施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響 (ii)基準・目標等との整合の観点	・記述を変更	9.17-15	A
(i)供用後の自動車等の走行に伴う温室効果ガスの影響 (ii)基準・目標等との整合の観点	・記述を変更	9.17-15	A

表 3(6) 準備書の主な追加・修正事項とその内容

項目	追加・修正内容	項	区分
第 10 章 環境の保全のための措置 10.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置 10.1.1 大気質 表 10.1-1(1) 大気質に関する環境の保全のための措置	・環境保全措置を追記	10-2	A
表 10.1-1(2) 大気質に関する環境の保全のための措置	・環境保全措置を追記	10-3	A
10.1.6 土壌 表 10.1-6 土壌に関する環境の保全のための措置	・環境保全措置を追記	10-7	A
10.1.7 動物 表 10.1-7(1)(2) 動物に関する環境の保全のための措置	・環境保全措置を修正	10-7 10-8	A
10.1.8 植物	・「または代償」を追記	10-8	A
表 10.1-8 植物に関する環境の保全のための措置	・環境保全措置を修正	10-9	A
表 10.1-9(1)(2) 生態系に関する環境の保全のための措置	・環境保全措置を修正	10-9 10-10	A
表 10.1-10 景観に関する環境の保全のための措置	・環境保全措置を追記	10-10	A
表 10.1-14 廃棄物に関する環境の保全のための措置	・環境保全措置を追記	10-12	A
第 11 章 対象事業の実施による影響の総合的な評価 表 11-1(3) 環境影響評価の概要	・大気質の環境保全のための措置を追記	11-4	A
表 11-1(4) 環境影響評価の概要	・大気質の環境保全のための措置を追記	11-5	A
表 11-1(5) 環境影響評価の概要	・大気質の予測結果・評価結果の概要を追記	11-6	A
表 11-1(7) 環境影響評価の概要	・騒音・低周波音の予測結果・評価結果の概要を追記	11-8	A
表 11-1(13) 環境影響評価の概要	・水質の予測結果・評価結果の概要を修正	11-14	A
表 11-1(14) 環境影響評価の概要	・土壌の基準・目標等との整合性の観点に水銀及びダイオキシン類の目標濃度を追記	11-15	B
	・土壌の環境保全のための措置を追記正	11-15	A
表 11-1(14)(15) 環境影響評価の概要	・動物の内容変更	11-15 11-16	A
表 11-1(16) 環境影響評価の概要	・植物の内容変更	11-17	A
表 11-1(17) 環境影響評価の概要	・生態系の内容変更	11-18	A
表 11-1(18) 環境影響評価の概要	・景観の環境保全のための措置を修正	11-19	A
表 11-1(20) 環境影響評価の概要	・廃棄物等の環境保全のための措置を追加	11-21	A
表 11-1(21)(22) 環境影響評価の概要	・温室効果ガスの基準・目標等との整合の観点の記述を変更	11-22	A
第 12 章 事後調査の計画 12.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由 表 12.1-1 事後調査項目の選定結果	・生態系の存在・供用時の施設の存在を「×」から「○」に変更	12-1	A
表 12.1-2(1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由	・生態系の記載内容を変更	12-2	A

表 3(7) 準備書の主な追加・修正事項とその内容

項 目	追加・修正内容	項	区分
12.2 事後調査方法等 12.2.1 調査内容 (3) 振動 表 12.2-3(1) 事後調査の内容 (工事中における振動の影響) 表 12.2-3(2) 事後調査の内容 (供用後における振動の影響)	・調査項目に「交通量」を追加 ・調査方法に「ハンドカウンターによる方法 (交通量)」を追加	12-7	A
(7) 動物 表 12.2-7 事後調査の内容(工事中及 び供用後における動物への影響)	・調査内容を変更	12-9	A
(8) 植物 表 12.2-8 事後調査の内容(工事中及 び供用後における植物への影響)	・調査内容を変更	12-10	A
(9) 生態系 表 12.2-9 事後調査の内容(供用後に おける生態系への影響)	・調査内容を追加	12-10	A
12.2.2 調査地点	・項目に「生態系」を追加	12-12	A
図 12.2-1(4)	・生態系を追加	12-16	A
表 12.2-13 事後調査工程	・事後調査工程期間を変更	12-18	C
12.4.1 事後調査書の提出時期	・事業計画の変更に伴い、提出時期を 変更	12-19	C

氏名等変更届出書

埼中資循施発第15号
平成29年5月25日

埼玉県知事 上田清司 様

住 所 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 1216-1

氏 名 埼玉中部資源循環組合
管理者 宮崎善雄



電話番号 0493-81-6110

氏名等を変更したので、埼玉県環境影響評価条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 都市計画対象事業の名称
(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業

2 事業者

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	変更前	管理者 新井保美
	変更後	管理者 宮崎善雄
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日		平成29年5月9日

3 受託者

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	変更前	
	変更後	
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日		

調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書(H30.1.12)

様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

平成30年1月12日

(あて先)

埼玉県知事

都市計画決定権者の名称

吉見町長 宮崎 善雄



担当課所名 農政環境課

所在地 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411

担当者職・氏名 係長・西村 敦

電話番号 0493-54-1511

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けた
いので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用
される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書
を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業
行わない手続等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 ・ 一部 ()
申請理由	調査計画書についての知事意見等を勘案・配意し、調査内容を検討・選定したため。



変更内容検討書 (H30.1.12)

様式第 4 号 (2) (第 21 条関係、第 30 条関係)

変更内容検討書

平成 30 年 1 月 12 日作成

1 都市計画対象事業の名称

(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業

2 変更の内容

変更項目	変更の内容		備考
	調査計画書の 内容	変更後の 内容	
第 4 章 調査項目			
4.2 環境影響評価項目の選定	別紙 1 参照	別紙 1 参照	調査計画書 p.4-2
第 5 章 調査方法			
5.2 項目別の調査方法			
5.2.1 大気質	別紙 2 参照	別紙 2 参照	調査計画書 p.5-6
5.2.2 騒音・低周波音	別紙 3 参照	別紙 3 参照	調査計画書 p.5-12,13
5.2.4 悪臭	別紙 4 参照	別紙 4 参照	調査計画書 p.5-13
5.2.5 水質	別紙 5 参照	別紙 5 参照	調査計画書 p.5-27,28
5.2.6 水象			調査計画書 p.5-32
5.2.7 土壌	別紙 6 参照	別紙 6 参照	調査計画書 p.5-6
5.2.8 地盤	別紙 7 参照	別紙 7 参照	調査計画書 p.5-28

3 変更の理由

調査計画書についての知事意見等を勘案・配意し、調査内容を検討・選定したため。

4 変更後の関係地域

変更なし

5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

別紙 1~7 のとおり

6 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

—

7 変更後の環境の保全のための措置

—

8 変更後の都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価

—

9 変更後の事後調査の計画

—

備考 6 から 9 までについては、準備書の記載事項の内容を変更する場合にのみ記載すること。

別紙 1： 4.2 環境影響評価項目の選定（動物、植物、生態系）

【調査計画書の内容】

影響要因の区分 環境影響要因			工事			存在・供用				
調査・予測・評価の項目			建設機械の稼働	車資 材運搬 の走 行の	造 成 等 の 工 事	施 設 の 存 在 (余熱利用施設含む)	施設の稼働		自動車等の走行	
							ごみ処理施設	余熱利用施設	ごみ収集車両	余熱利用施設の利 用客等車 両
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全を 旨として調査、予測及び評 価されるべき項目	動物	保全すべき種		●		○				
	植物	保全すべき種			◎	○				
		植生及び保全すべき群落				◎	○			
		緑の量				×				
生態系	地域を特徴づける生態系		●		○					

【変更後の内容】

影響要因の区分 環境影響要因			工事			存在・供用				
調査・予測・評価の項目			建設機械の稼働	車資 材運搬 の走 行の	造 成 等 の 工 事	施 設 の 存 在 (余熱利用施設含む)	施設の稼働		自動車等の走行	
							ごみ処理施設	余熱利用施設	ごみ収集車両	余熱利用施設の利 用客等車 両
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全を 旨として調査、予測及び評 価されるべき項目	動物	保全すべき種		●		○		◎		
	植物	保全すべき種			◎	○		◎		
		植生及び保全すべき群落				◎	○		◎	
		緑の量				×			×	
生態系	地域を特徴づける生態系		●		○		◎			

【変更箇所】

知事意見に基づき、排水温度の変化が生態系にどのような影響を与えるのか予測するため、要因の一つとして考えられる余熱利用施設の稼働による動植物・生態系の予測評価を追加した。

【調査計画書の調査地点】



【変更後の調査地点】



【変更箇所】

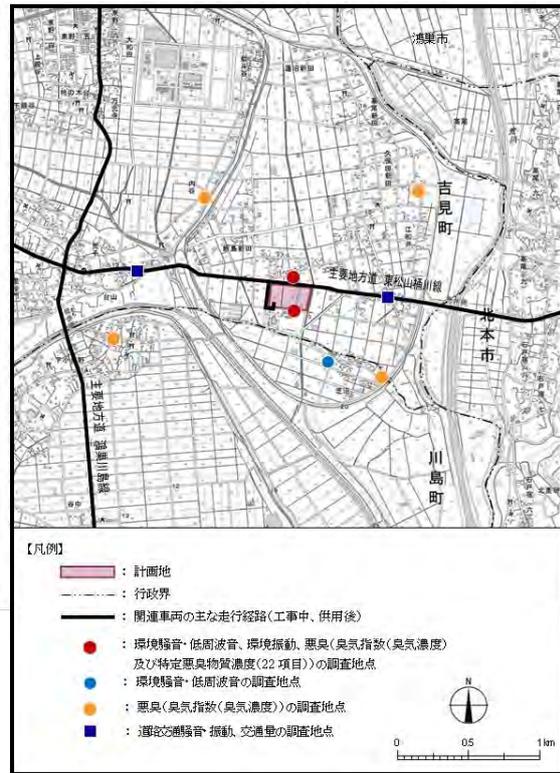
調査時点での現地の状況を鑑みて、環境影響の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握するために、一般環境大気質の調査地点（5カ所）を50m～200m程度移動した。

別紙3： 5.2.2 騒音・低周波音

【調査計画書の調査地点】



【変更後の調査地点】



【変更箇所】

知事意見に基づき、騒音・低周波音の伝搬には風況が影響するので、風下(南東)側に調査地点を追加した。

【調査計画書の調査地点】



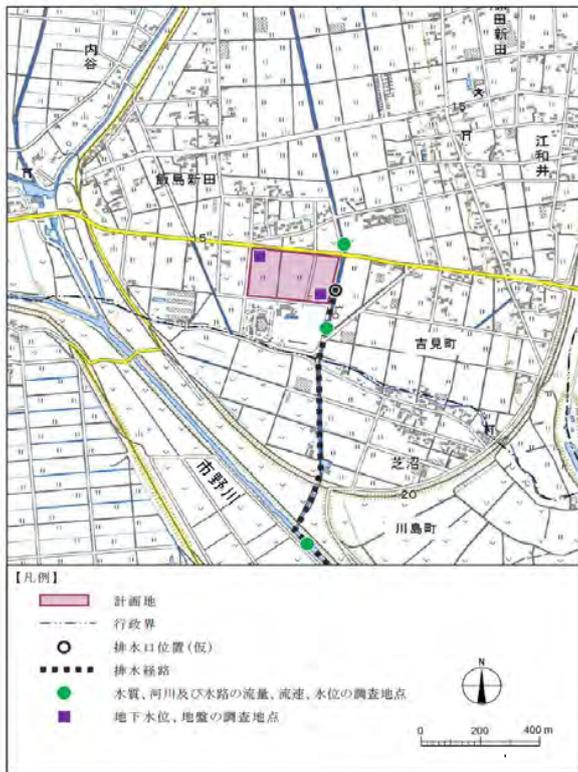
【変更後の調査地点】



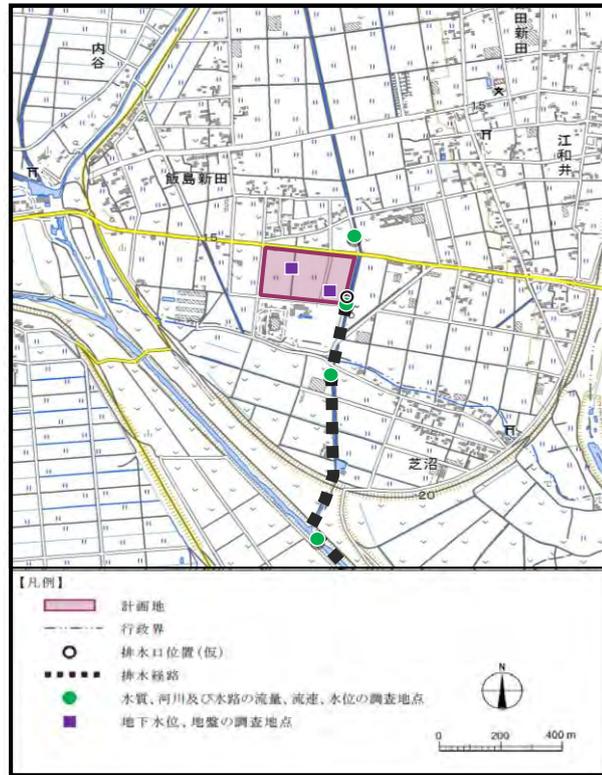
【変更箇所】

調査時点での現地の状況を鑑みて、環境影響の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握するために、悪臭の調査地点(計画地外4カ所)を50m~200m程度移動した。

【調査計画書の調査地点】



【変更後の調査地点】



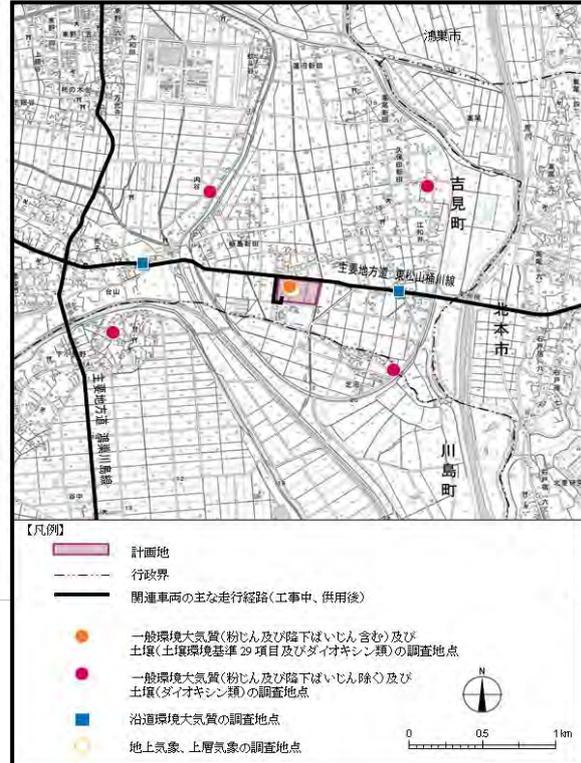
排水経路の途中で合流する農業集落排水施設からの排水による影響も評価するため、その合流前後に採水地点を配置（移動・追加）した。

別紙 6： 5.2.7 土壌

【調査計画書の調査地点】



【変更後の調査地点】



【調査計画書の調査項目】

調査項目
土壌の汚染に係る環境基準に定める 27 項目 (カドミウム、全シアン、有機りん、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、フッ素、ホウ素)
ダイオキシン類

【変更後の調査項目】 (変更は下線部)

調査項目
土壌の汚染に係る環境基準に定める <u>29</u> 項目 (カドミウム、全シアン、有機りん、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、 <u>クロロエチレン</u> (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、フッ素、ホウ素、 <u>1,4-ジオキサン</u>)
ダイオキシン類

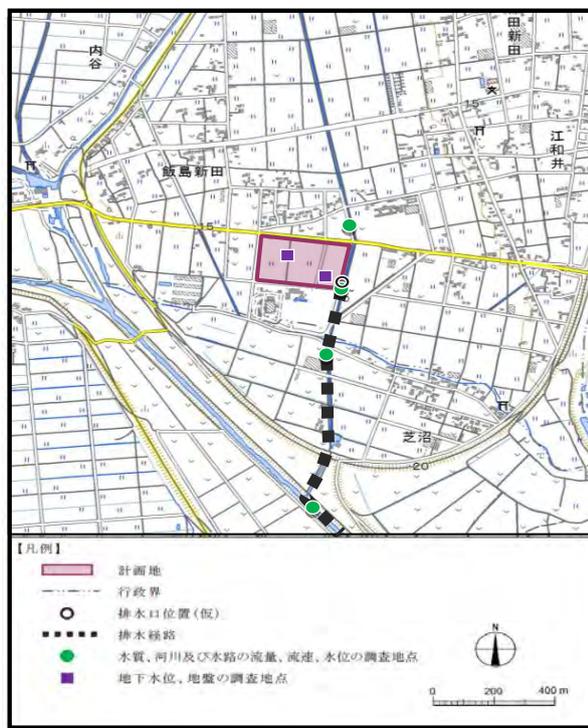
【変更箇所】

法令改正に対応した調査項目とし、土壌の調査地点 (5カ所) を 50m~200m 程度移動した。

別紙 7： 5.2.8 地盤

【調査計画書の調査地点】

【変更後の調査地点】



【変更箇所】

調査時点での現地の状況を鑑みて、環境影響の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握するために、調査地点のうち1か所を100m程度移動した。

指令環政第760号

吉見町

平成30年1月12日付けで申請のあった（仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業に係る調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年規則第98号）第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

平成30年2月6日

埼玉県知事 上田 清 司



調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書 (H30.7.12)

様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書

平成30年7月12日

(あて先)

埼玉県知事

都市計画決定権者の名称

吉見町長 宮崎 善雄



担当課所名 農政環境課

所在地 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411

担当者職・氏名 課長補佐・西村 敦

電話番号 0493-54-1511

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続き等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業
行わない手続き等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 ・ 一部 ()
申請理由	知事意見等を踏まえたことと事業計画の熟度が上がったことに伴う修正であり、かつ環境影響評価の調査項目及び調査内容に大きな変更を要しないと考えられるため。



変更内容検討書(H30.7.12)

様式第4号(2)(第21条関係、第30条関係)
変更内容検討書

平成30年7月12日作成

- 1 都市計画対象事業の名称
(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業
- 2 変更の内容

変更項目	変更の内容		備考
	調査計画書の 内容	変更後の 内容	
第2章 対象事業の目的及び概要			
2.6.3 施設配置計画	別紙1参照	別紙1参照	調査計画書 p.2-9
2.6.8 給水・排水計画及び水質汚濁防止計画	別紙2参照	別紙2参照	調査計画書 p.2-16、17
2.6.13 車両運行計画	別紙3(1)参照 別紙3(2)参照	別紙3(1)参照 別紙3(2)参照	調査計画書 p.2-21 調査計画書 p.2-22
第4章 調査項目			
4.2 環境影響評価項目の選定	別紙4参照	別紙4参照	調査計画 p.4-2
4.3 環境影響評価項目の選定理由	別紙5参照	別紙5参照	調査計画 p.4-4

3 変更の理由

変更事項	変更理由
2.6.3 施設配置計画	搬出入車両の出入口位置や構内道路の見直しに伴い、施設の配置計画を変更した。
2.6.8 給水・排水計画及び水質汚濁防止計画	給水において地下水の利用計画を取りやめたことから、給水計画内容を変更した。また、生活排水の排水先を河川から隣地の農業集落排水施設へと変更したことに伴い、排水計画及び水質汚濁防止計画を見直した。
2.6.13 車両運行計画	現有施設での搬入台数実績と新施設の計画内容に基づき、ごみ処理関連車両の運行台数を精査し、見直しを行った。また、付帯施設への一般車両及び通勤車両の台数を具体的に想定した。 さらに、搬出入車両の出入口を見直した。
4.2 環境影響評価項目の選定	生活排水を農業集落排水施設への放流としたこと、及び地下水利用計画を取りやめたことに伴い、一部の項目を現況把握のみ行い、予測・評価を行わないこととした。
4.3 環境影響評価項目の選定理由	一部の項目を現況把握のみ行い、予測・評価を行わないこととした旨及びその理由を記載した。

4 変更後の関係地域
変更なし

5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

(1) 施設配置計画

搬出入車両出入口を南側から西側に変更したが、計画地前面の県道を走行して計画地へ進入する経路に変更はない。したがって、施設配置計画の変更による環境影響評価の調査項目及び調査方法に変更はない。

(2) 給水・排水計画及び水質汚濁防止計画
別紙 4 及び別紙 5 のとおり

(3) 車両運行計画

主要運行ルートは計画地前面の県道のままなので、車両運行計画の変更による環境影響評価の調査項目及び調査方法に変更はない。

6 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
—

7 変更後の環境の保全のための措置
—

8 変更後の都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価
—

9 変更後の事後調査の計画
—

備考 6 から 9 までについては、準備書の記載事項の内容を変更する場合にのみ記載すること。

別紙 1： 2.6.3 施設配置計画

【調査計画書の内容】

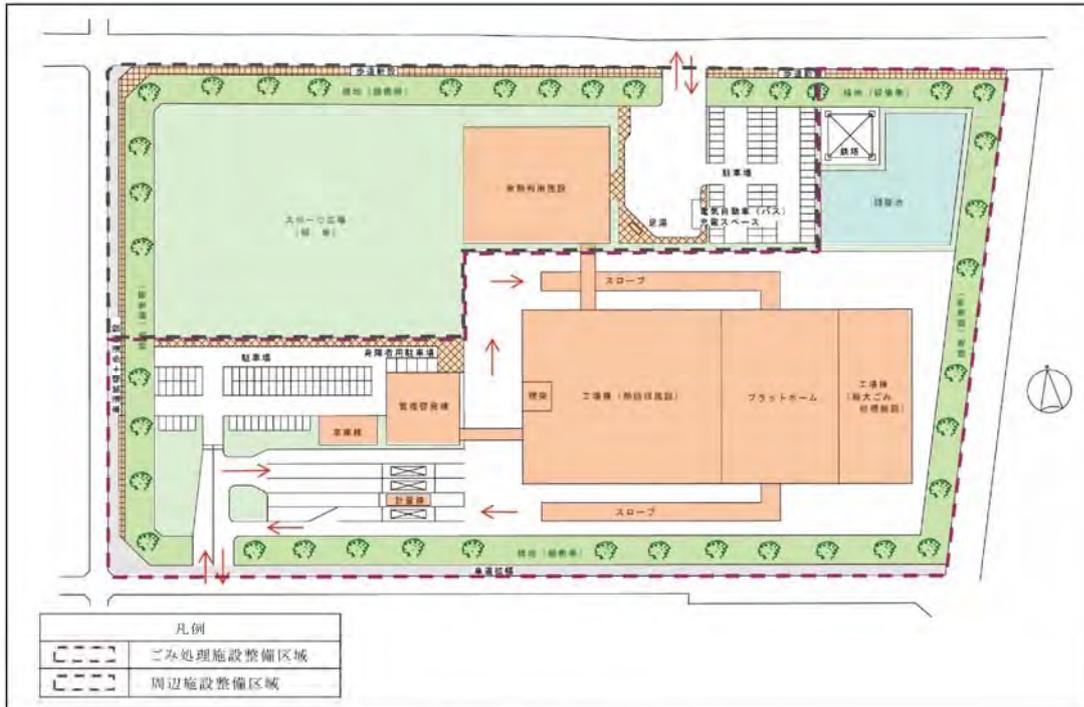


図 2.6-3 計画地の全体配置図(案)

【変更後の内容】

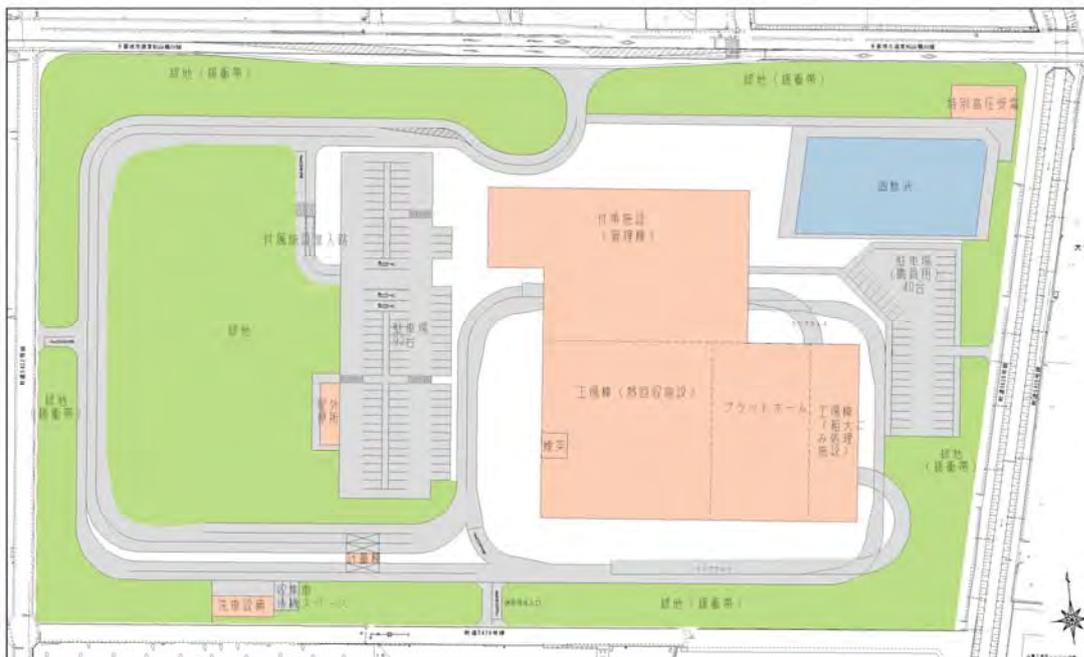


図 2.6-3 計画地の全体配置図(案)

【変更箇所】

施設整備基本設計において施設全体配置をより詳細に検討して、配置計画の変更を行った。

【調査計画書の内容】

2.6.8 給水・排水計画及び水質汚濁防止計画

(1) 給水計画

ごみ処理施設では、吉見町から上水道の供給を受け、生活用水及びプラント用水(洗浄水、ボイラ用水、機器冷却用水等)として使用する。また、地下水を揚水し、プラント用水の一部として利用する。

なお、余熱利用施設は吉見町から上水道の供給を受け、生活用水及びプール用水等に使用する。プール用水等はろ過処理した上で循環利用する。

(2) 排水計画

ごみ処理に伴って発生するプラント排水は、有機系及び無機系の排水の種類ごとに表 2.6-7 に示す適正処理を行い、処理後はプラント内で再利用する。

生活排水(余熱利用施設含む)はプラント排水と分離した設備構成とし、合併浄化槽による処理を行って水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準に適合させた後、計画地東側の排水口から水路放流後公共用水域へ排水する。

雨水排水は、調整池に一時貯留して流量調整を行い、生活排水と同じく水路放流後公共用水域へ排水する。

排水処理フローは図 2.6-5 に、生活排水及び雨水排水の排水経路は図 2.6-6 に示すとおりである。

表 2.6-7 排水処理方式

処理対象排水		処理方式
プラント排水	ごみピット排水	ごみピット返送方式または炉内噴霧方式
	プラントホーム洗浄排水	固形分・油分除去、有機系排水処理、無機系排水処理後に再利用
	洗車排水	
	無機系排水 ¹⁾	無機系排水処理(凝集沈殿、ろ過等)後に再利用
生活排水		合併処理浄化槽処理後、計画地東側の排水口から公共用水域へ排水
雨水排水		調整池にて流量調整後、計画地東側の排水口から公共用水域へ排水

1) 灰出し排水、純水装置排水、ボイラ・機器冷却ブロー排水等。

【変更後の内容】

2.6.8 給水・排水計画及び水質汚濁防止計画

(1) 給水計画

ごみ処理施設では、吉見町から上水道の供給を受け、生活用水及びプラント用水(洗浄水、ボイラ用水、機器冷却用水等)として使用する。

なお、付帯施設は吉見町から上水道の供給を受け、生活用水等に使用する。

(2) 排水計画

ごみ処理に伴って発生するプラント排水は、有機系及び無機系の排水の種類ごとに表 2.6-7 に示す適正処理を行い、処理後はプラント内で再利用する。

生活排水(付帯施設含む)はプラント排水と分離した設備構成とし、隣地の農業集落排水処理施設に排水する。

建築物に降る雨水は簡易処理後、再利用する。それ以外の雨水排水は、調整池に一時貯留して流量調整を行い、水路放流後公共用水域へ排水する。

排水処理フローは図 2.6-5 に、生活排水及び雨水排水の排水経路は図 2.6-6 に示すとおりである。

表 2.6-7 排水処理方式

処理対象排水		処理方式
プラント排水	ごみピット排水	ごみピット返送方式または炉内噴霧方式
	プラントホーム洗浄排水 計量機排水	プラント排水処理設備方式にて処理後に再利用
	洗車排水	固形分・油分除去、有機系排水処理、無機系排水処理後に再利用
	無機系排水 ^{注)}	無機系排水処理後に再利用
生活排水		隣地の農業集落排水処理施設に排水
雨水排水		建築物に降る雨水は簡易処理後、再利用 それ以外の雨水は、流出抑制として、雨水流出抑制施設(調整池)に一時貯留後、周辺水路へ放流

注) 灰出し排水、純水装置排水、ボイラ・機器冷却ブロー排水等

【調査計画書の内容】

(3) 水質汚濁防止計画

ごみ処理施設供用時の水質汚濁防止計画は、以下のとおりとする。

- ①ごみの処理に伴って発生する排水は、処理後、工場内で再利用する。
- ②生活排水は、合併浄化槽で処理後に公共用水域へ排水する。
- ③雨水排水は、計画地敷地内の雨水調整池に引込んで流量調整を行い、公共用水域へ排水する。

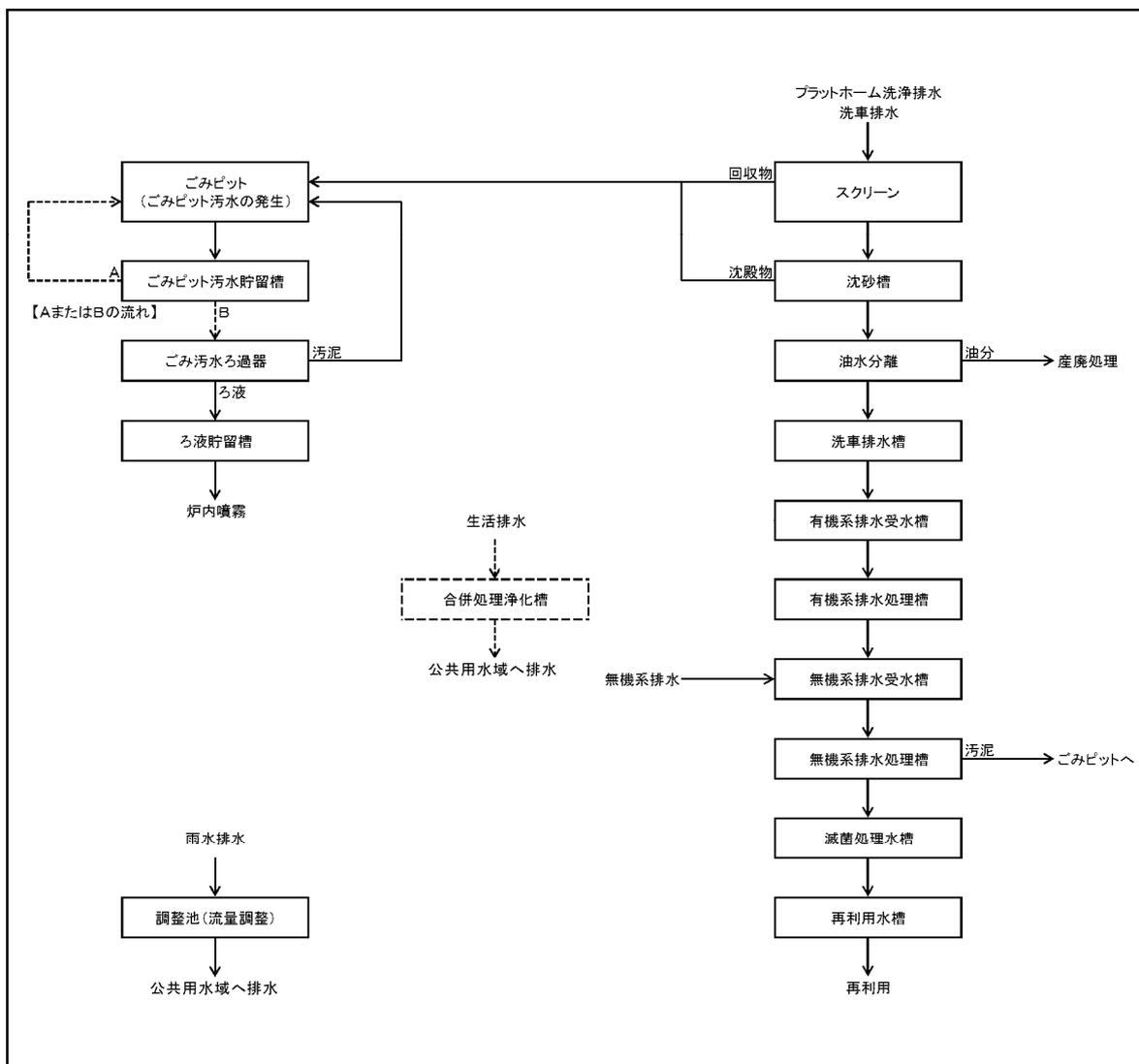


図 2.6-5 排水処理フロー(案)

【変更後の内容】

(3) 水質汚濁防止計画

ごみ処理施設供用時の水質汚濁防止計画は、以下のとおりとする。

- ① ごみの処理に伴って発生する排水は、処理後、工場内で再利用する。
- ② 生活排水は、隣地に存在する農業集落排水処理施設へ排水する。
- ③ 雨水排水は、計画地敷地内の雨水調整池に引込んで流量調整を行い、公共用水域へ排水する。

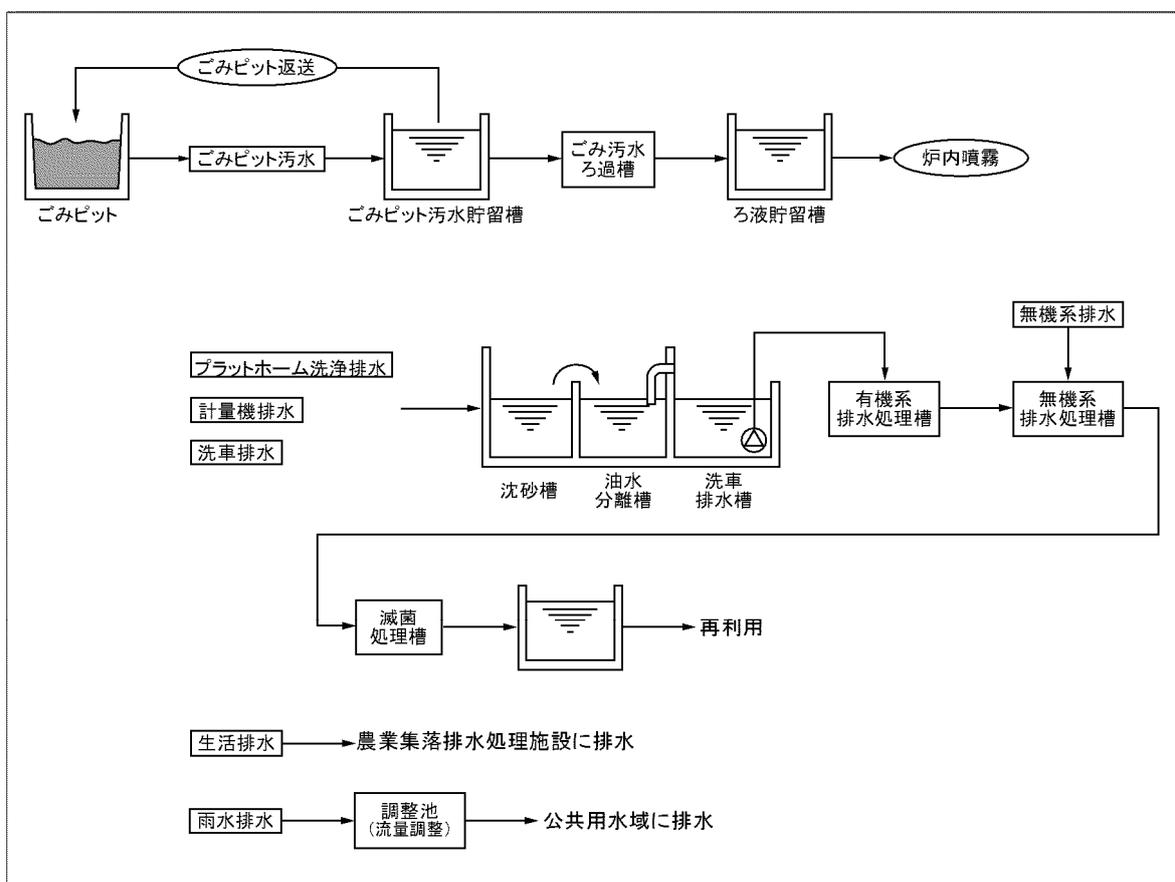


図 2.6-5 排水処理フロー

【変更箇所】

施設整備基本設計において給水・排水計画をより詳細に検討して変更を行い、水質汚濁防止計画及び排水処理フロー図を変更した。また、知事意見に基づき、調整池（雨水流出抑制施設）の規模と許容放流量を追記した。

別紙 3(1) 2.6.13 車両運行計画

【調査計画書の内容】

表 2.6-9 ごみ処理関連車両の運行台数(推計値)

単位:台/日

施設名	項目		車両台数(日平均)
ごみ処理施設	ごみ収集	収集車両	199
		直接搬入	25
	業務関連車両		20

注) 業務関連車両とは、資材等納入車両、ごみ処理後の残渣搬出車両、ごみ分別後の資源搬出車両等をいう。

【変更後の内容】

表 2.6-9 ごみ処理関連車両等の運行台数(推計値)

単位:台/日

施設名	項目		車両台数(日平均)
ごみ処理施設	ごみ収集	収集車両	172
		直接搬入	250
	業務関連車両		20
	通勤車両		45
付帯施設	一般車両		145

注) 業務関連車両とは、資材等納入車両、ごみ処理後の残渣搬出車両、ごみ分別後の資源搬出車両等をいう。

【変更箇所】

現有施設での搬入台数実績と新施設の計画内容に基づき、ごみ処理関連車両の運行台数を精査し、見直しを行った。また、付帯施設への一般車両及び通勤車両の台数を具体的に想定した。

【調査計画書の内容】



図 2.6-7 ごみ収集車両等の主な走行経路

【変更後の内容】



図 2.6-7 ごみ収集車両等の主な走行経路

【変更箇所】

ごみ搬出入車両の出入口を北側と西側に配置し、職員用出入口を東側とした。

別紙 4： 4.2 環境影響評価項目の選定

【調査計画書の内容（平成 30 年 1 月 12 日変更後）】

表 4.2-1 環境影響評価項目の選定

調査・予測・評価の項目	影響要因の区分		工事				存在・供用				
	環境影響要因		建設機械の稼働	車資材運搬等の走行	造成等の工事	(余熱利用施設含む)の存在	施設の稼働		自動車等の走行		
							ごみ処理施設	余熱利用施設	ごみ収集車両	余熱利用施設の利用客等車両	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●			●		●	◎	
		二酸化硫黄または硫黄酸化物					●		●	◎	
		浮遊粒子状物質		◎			●		●	◎	
		炭化水素		◎			●		●	◎	
		粉じん	●	●			◎		●	◎	
		大気質に係る有害物質等					●		●	◎	
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●		●	◎	
		低周波音					●				
	振動	振動	●	●			●		●	◎	
	悪臭	臭気指数または臭気の濃度					●			◎	
		特定悪臭物質					●				
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量			◎		○	◎		
			浮遊物質					○	◎		
			窒素及びりん					○	◎		
			水温					○	◎		
	底質	底質	水素イオン濃度			◎		○	◎		
			溶存酸素量					○	◎		
			その他の生活環境項目					○	◎		
			健康項目等					×			
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目	強熱減量								
過マンガン酸カリウムによる酸素消費量											
水象	河川等の流量、流速及び水位	地下水の水位及び水脈					◎	◎			
		温泉及び鉱泉					◎				
		堤防、水門、ダム等の施設									
		土壌に係る有害項目			◎		●				
地盤	地盤沈下	土地の安定性									
		地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)				×					
地象	表土の状況及び生産性	表土の状況及び生産性									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		●		○		◎			
	植物	保全すべき種			◎	○		◎			
		植生及び保全すべき群落			◎	○		◎			
生態系	緑の量	緑の量				×		×			
		地域を特徴づける生態系		●		○		◎			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				×					
		眺望景観				●					
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		●		○	○	◎			
	史跡・文化財	指定文化財等					×				
		埋蔵文化財					×				
	日照障害	電波障害	日影の状況				●				
電波受信状況						●					
風害	局所的な風の発生状況	局所的な風の発生状況				●					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			◎		●				
		残土									
	雨水及び処理水										
温室効果ガス等	温室効果ガス	温室効果ガス	●	●			●	◎	●	◎	
		オゾン層破壊物質					×				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	×	×							

●:標準的に選定する項目。 ○:事業特性、地域特性により選定する項目。
 ×:標準的に選定する項目または事業特性、地域特性により選定する項目であるが、今回選定しないもの。
 ◎:標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定するもの。

【今回の変更後の内容】

表 8.1-2 環境影響評価項目の選定

調査・予測・評価の項目	影響要因の区分		工事			存在・供用					
	環境影響要因		建設機械の稼働	車両の走行等	造成等の工事	(付帯施設の存在)	施設の稼働		自動車等の走行		
							ごみ処理施設	付帯施設	ごみ収集車両	等付帯施設の利用客	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●			●		●	◎	
		二酸化硫黄または硫黄酸化物					●			◎	
		浮遊粒子状物質		◎			●		●	◎	
		炭化水素		◎					●	◎	
		粉じん	●	●			◎		●	◎	
		大気質に係る有害物質等					●			◎	
	騒音・低周波音	騒音	●	●						◎	
		低周波音								◎	
	振動	振動	●	●						◎	
										◎	
	悪臭	臭気指数または臭気の濃度								◎	
		特定悪臭物質								◎	
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量			◎		△	△		
			浮遊物質					△	△		
			窒素及びりん					△	△		
水温							△	△			
水素イオン濃度					◎		△	△			
溶存酸素量							△	△			
その他の生活環境項目							△	△			
健康項目等						×					
底質		強熱減量									
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量									
底質に係る有害物質等						×					
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目										
水象	河川等の流量、流速及び水位					△	△				
	地下水の水位及び水脈					△					
	温泉及び鉱泉										
	堤防、水門、ダム等の施設										
土壌	土壌に係る有害項目			◎		●					
地盤	地盤沈下					△					
地象	土地の安定性					×					
	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)										
	表土の状況及び生産性										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		●		○					
	植物	保全すべき種			◎	○					
		植生及び保全すべき群落			◎	○					
緑の量					×						
生態系	地域を特徴づける生態系		●			○					
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				×					
	眺望景観					●					
	自然とのふれあいの場		●			○	○	◎			
文化財	指定文化財等					×					
	埋蔵文化財					×					
	日照障害	日影の状況				●					
電波障害	電波受信状況					●					
	風害	局所的な風の発生状況									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			◎		●				
		残土									
	雨水及び処理水										
温室効果ガス等	温室効果ガス	●	●				●	◎	◎		
	オゾン層破壊物質						×				
一般環境中の放射線物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	×	×								

- : 標準的に選定する項目。 ○: 事業特性、地域特性により選定する項目。
- ×: 標準的に選定する項目または事業特性、地域特性により選定する項目であるが、今回選定しないもの。
- ◎: 標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定するもの。
- △: 事業計画の修正により、現況把握のみ行い、予測・評価を行わない項目。

【変更箇所】

事業計画の修正に伴い、現況把握のみ行い、予測・評価を行わない項目を整理した。

また、付帯施設の温水の影響が考えられることから、平成 30 年 1 月 12 日に動植物及び生態系を予測評価項目に追加したが、全ての生活排水を隣接する農業集落排水に排水することから、今回の変更で削除した。

別紙 5： 4.3 環境影響評価項目の選定理由

【調査計画書の内容】

表 4.3-1(2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
振動	振動	工事	建設機械の稼働による建設作業振動、資材運搬等の車両の走行による道路交通振動の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設の稼働による工場振動、ごみ収集車両及び余熱利用施設の利用客等車両の走行による道路交通振動の発生が考えられるため、選定する。
悪臭	臭気指数または臭気の濃度	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う悪臭の発生、ごみ収集車両の走行に伴う悪臭の影響が考えられるため、選定する。
	特定悪臭物質	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられるため、選定する。
水質	生物化学的酸素要求量	存在・供用	ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴い生活排水を排出するため、選定する。
	浮遊物質	工事	造成等の工事に伴う濁水の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴い生活排水を排出するため、選定する。
	窒素及びりん	存在・供用	ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴い生活排水を排出するため、選定する。
	水温	存在・供用	余熱利用施設の稼働に伴いプール等から温排水を排出するため、選定する。
	水素イオン濃度	工事	造成等の工事に伴いコンクリート打設によるアルカリ排水の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴い生活排水を排出するため、選定する。
	溶存酸素量	存在・供用	ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴い生活排水を排出するため、選定する。
その他の生活環境項目	存在・供用	ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴い生活排水を排出するため、選定する。	
水象	河川等の流量、流速及び水位	存在・供用	ごみ処理施設及び余熱利用施設の稼働に伴い排出する排水により河川(水路)の流量、流速及び水位の変化が考えられるため、選定する。
	地下水の水位及び水脈	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う地下水揚水により地下水の水位及び水脈への影響が考えられるため、選定する。
土壌	土壌に係る有害項目	工事	計画地内において土壌の汚染が確認された場合に、造成等の工事に伴う周辺地域及び地下水への汚染拡大が懸念されるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設の稼働による有害物質を含む排ガスの発生及び焼却灰の飛散に伴う土壌への影響が考えられるため、選定する。
地盤	地盤沈下	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う地下水揚水により地盤沈下の発生が懸念されるため、選定する。

【変更後の内容】

表 8.1-3(2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
振動	振動	工事	建設機械の稼働による建設作業振動、資材運搬等の車両の走行による道路交通振動の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設の稼働による工場振動、ごみ収集車両及び付帯施設の利用客等車両の走行による道路交通振動の発生が考えられるため、選定する。
悪臭	臭気指数または臭気の濃度	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う悪臭の発生、ごみ収集車両の走行に伴う悪臭の影響が考えられるため、選定する。
	特定悪臭物質	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられるため、選定する。
水質	生物化学的酸素要求量	存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	浮遊物質量	工事	造成等の工事に伴う濁水の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	窒素及びりん	存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	水温	存在・供用	付帯施設の稼働に伴う温排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	水素イオン濃度	工事	造成等の工事に伴いコンクリート打設によるアルカリ排水の発生が考えられるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	溶存酸素量	存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
その他の生活環境項目	存在・供用	ごみ処理施設及び付帯施設の稼働に伴う生活排水は、農業集落排水処理施設に排水することから、周辺水路に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。	
水象	河川等の流量、流速及び水位	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う地下水揚水は行わないことから、地下水位や水脈に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
	地下水の水位及び水脈	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う地下水揚水は行わないことから、地下水位や水脈に影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。
土壌	土壌に係る有害項目	工事	計画地内において土壌の汚染が確認された場合に、造成等の工事に伴う周辺地域及び地下水への汚染拡大が懸念されるため、選定する。
		存在・供用	ごみ処理施設の稼働による有害物質を含む排ガスの発生及び焼却灰の飛散に伴う土壌への影響が考えられるため、選定する。
地盤	地盤沈下	存在・供用	ごみ処理施設の稼働に伴う地下水揚水は行わないことから、地盤沈下の影響は無いと考えられ、予測・評価を行わず、現況把握のみ行う。

【変更箇所】

事業計画の修正に伴い、現況把握のみ行い、予測・評価を行わない項目の記述を変更した。

調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認通知(H30.7.30)

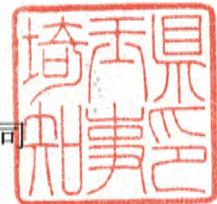
指令環政第403号

吉見町

平成30年7月12日付けで申請のあった(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業に係る調査計画書記載事項変更に係る手続き等の免除承認については、埼玉県環境影響評価条例施行規則(平成7年規則第98号)第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例(平成6年条例第61号)第21条第1項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続き等の全部を行わないことを承認します。

平成30年7月30日

埼玉県知事 上 田 清 司



吉 発 第 3749 号
平成31年1月29日

埼玉県知事 上 田 清 司 様

住 所 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411

氏 名 都市計画決定権者
吉見町長 宮 崎 善 雄



電話番号 0493-54-1511

変更内容検討書及び準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書
の提出について

埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定による「変更内容検討書」及び「準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」を提出いたします。



様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

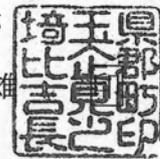
平成31年1月29日

(あて先)

埼玉県知事

都市計画決定権者の名称

吉見町長 宮崎 善雄



担当課所名 農政環境課

所在地 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411

担当者職・氏名 課長補佐・西村 敦

電話番号 0493-54-1511

準備書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業
行わない手続等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 ・ 一部 ()
申請理由	事業計画の見直しに伴う修正であり、環境影響評価の調査項目及び調査内容に大きな変更を要しないと考えられるため。

様式第4号(2)(第21条関係、第30条関係)
変更内容検討書

平成31年1月29日作成

1 都市計画対象事業の名称
(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業

2 変更の内容

変更項目	変更の内容		備考
	準備書の内容	変更後の内容	
第2章 対象事業の目的及び概要			
2.5 事業の実施期間	別紙1参照	別紙1参照	準備書 p.2-4
2.6.1 施設の計画目標年次	平成34年度 (供用開始初年度)	平成35年度 (供用開始初年度)	準備書 p.2-5
2.6.4 ごみ処理計画	別紙2参照	別紙2参照	準備書 p.2-11、12
2.6.14 工事計画	別紙3参照	別紙3参照	準備書 p.2-25
第12章 事後調査の計画			
12.2.3 調査工程	別表4参照	別表4参照	準備書 p.12-18
12.4.1 事後調査書の提出時期	別紙5参照	別紙5参照	準備書 p.12-19

3 変更の理由

変更事項	変更理由
2.5 事業の実施期間	事業計画の見直しに伴い、事業の実施期間を一年延長した計画に見直した。
2.6.1 施設の計画目標年次	事業計画の精査をした結果、施設の計画目標年次を一年延長した内容に見直した。
2.6.4 ごみ処理計画	事業計画の見直しに伴い、計画目標年次の記載の整合をとる記載に修正した。
2.6.14 工事計画	事業計画の見直しに伴い、工事計画を一年延長した計画に見直した。
12.2.3 調査工程	事業計画の見直しに伴い、調査工程を一年延長した計画に見直した。
12.4.1 事後調査書の提出時期	事業計画の見直しに伴い、事業の実施期間を一年延長したことを考慮した事後調査書の提出時期に見直した。

- 4 変更後の関係地域
変更なし
- 5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法
変更なし
- 6 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
変更なし
- 7 変更後の環境の保全のための措置
変更なし
- 8 変更後の都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価
変更なし
- 9 変更後の事後調査の計画
事後調査工程と事後調査書の提出時期の変更が生じるが、調査計画の内容に変更は生じない。

備考 6 から 9 までについては、準備書の記載事項の内容を変更する場合にのみ記載すること。

別紙 1： 2.5 事業の実施期間

【準備書の内容】

事業の実施工程は表 2.5-1 に示すとおりで、平成 34 年度内に供用開始を予定している。
ただし、行政手続きや建設工事条件等により、変更される場合がある。

表 2.5-1 事業の実施期間

項目	年度								
	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	
環境影響評価 (評価書までの手続き)	■	■	■						
施設建設事業者選定 (要求水準書含む)			■	■					
施設建設工事					■	■	■	■	
施設供用								■	■

【変更後の内容】

事業の実施工程は表 2.5-1 に示すとおりで、平成 35 年度内に供用開始を予定している。
ただし、行政手続きや建設工事条件等により、変更される場合がある。

表 2.5-1 事業の実施期間

項目	年度									
	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	
環境影響評価 (評価書までの手続き)	■	■	■							
施設建設事業者選定 (要求水準書含む)			■	■	■					
施設建設工事					■	■	■	■	■	
施設供用									■	■

【変更箇所】

事業計画の見直しに伴い、事業の実施期間を一年延長した計画に見直した。

別紙 2： 2.6.4 ごみ処理計画

【準備書の内容】

本ごみ処理施設で処理するごみ種別は以下のとおりである。

また、平成 34 年度(計画目標年次)における計画ごみ質は、表 2.6-2 に示すとおりである。

平成 34 年度(計画目標年次)の処理対象ごみ量は表 2.6-3 に示すとおりで、参考として平成 28 年度実績を示すが、処理対象ごみ量は減少傾向にあり、本ごみ処理施設稼働後(平成 34 年度以降)も減少傾向で推移するものと考えられる。

表 2.6-3 処理対象ごみ量(組合 2 市 6 町 1 村全体)

施設名		ごみ種別	平成 34 年度 (計画目標年次)	平成 28 年度実績 <参考>
ごみ処理 施設	ごみ焼却処理施設 (熱回収施設)	家庭系可燃ごみ	43,849 トン/年	46,736 トン/年
		事業系可燃ごみ	16,424 トン/年	16,849 トン/年
		可燃残渣(選別可燃)	921 トン/年	973 トン/年
		合計	61,194 トン/年	64,558 トン/年
		年間日平均処理量	167.7 トン/日	176.9 トン/日
	マテリアルリサイクル 推進施設 (粗大ごみ処理施設)	家庭系粗大ごみ	1,201 トン/年	1,260 トン/年
		事業系粗大ごみ	96 トン/年	96 トン/年
		合計	1,297 トン/年	1,356 トン/年
		年間日平均処理量	3.6 トン/日	3.7 トン/日

資料) (仮称)埼玉中部資源循環センター施設整備基本設計 (案)

【変更後の内容】

本ごみ処理施設で処理するごみ種別は以下のとおりである。

また、平成 34 年度における計画ごみ質は、表 2-6-2 に示すとおりである。

平成 34 年度の処理対象ごみ量は表 2-6-3 に示すとおりで、参考として平成 28 年度実績を示すが、処理対象ごみ量は減少傾向にあり、本ごみ処理施設稼働後も減少傾向で推移するものと考えられる。

表 2-6-3 処理対象ごみ量(組合 2 市 6 町 1 村全体)

施設名		ごみ種別	平成 34 年度	平成 28 年度実績 <参考>
ごみ処理 施設	ごみ焼却処理施設 (熱回収施設)	家庭系可燃ごみ	43,849 トン/年	46,736 トン/年
		事業系可燃ごみ	16,424 トン/年	16,849 トン/年
		可燃残渣(選別可燃)	921 トン/年	973 トン/年
		合計	61,194 トン/年	64,558 トン/年
		年間日平均処理量	167.7 トン/日	176.9 トン/日
	マテリアルリサイクル 推進施設 (粗大ごみ処理施設)	家庭系粗大ごみ	1,201 トン/年	1,260 トン/年
		事業系粗大ごみ	96 トン/年	96 トン/年
		合計	1,297 トン/年	1,356 トン/年
		年間日平均処理量	3.6 トン/日	3.7 トン/ 日

資料) (仮称)埼玉中部資源循環センター施設整備基本設計 (案)

【変更箇所】

事業計画の見直しに伴い、計画目標年次の記載の整合をとる記載に修正した。

別紙 3(1) 2.6.13 車両運行計画

【準備書の内容】

工事工程(案)は表 2-6-10 のとおりで、平成 32 年度から平成 34 年度にかけて 3 年で終了する予定である。

なお、工事並びに工事車両の運行は、原則として日曜以外の午前 8 時～午後 5 時とする。

表 2-6-10 工事工程(案)

施設名	工事項目	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
ごみ処理施設	設計・申請許可		■		
	土木建築工事		■	■	■
	設備工事			■	■
	外構工事				■
	試運転・性能試験				■

注) 本表は、平成 30 年 4 月現在でのおおよその計画日程である。

【変更後の内容】

工事工程(案)は表 2-6-10 のとおりで、平成 33 年度から平成 35 年度にかけて 3 年で終了する予定である。

なお、工事並びに工事車両の運行は、原則として日曜以外の午前 8 時～午後 5 時とする。

表 2-6-10 工事工程(案)

施設名	工事項目	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
ごみ処理施設	設計・申請許可		■		
	土木建築工事		■	■	■
	設備工事			■	■
	外構工事				■
	試運転・性能試験				■

注) 本表は、平成 31 年 1 月現在でのおおよその計画日程である。

【変更箇所】

事業計画の見直しに伴い、工事計画を一年延長した計画に見直した。

【変更後の内容】

表 12.2-12 事後調査工程

年度	平成31年度				平成32年度				平成33年度				平成34年度				平成35年度				平成36年度				平成37年度				
	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12
項目	<div style="display: flex; flex-direction: row-reverse; justify-content: space-between;"> 仮設工事 土工事 基礎工事 工場構築工事(運突工事含む) 機械据付工事 給排水設備工事 電気計装工事 外溝工事 機器調整、乾燥焼き、予備性能試験 施設供用 </div>																												
大気質	工事	建設機械の稼働																											
	存在・供用	資材運搬等の車両の走行 施設の稼働 自動車等の走行																											
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行																											
	存在・供用	施設の稼働 自動車等の走行																											
振動	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行																											
	存在・供用	施設の稼働 自動車等の走行																											
悪臭	存在・供用	施設の稼働																											
	工事	造成等の工事																											
水質	存在・供用	施設の稼働																											
	工事	造成等の工事																											
土壌	存在・供用	施設の稼働																											
	工事	造成等の工事																											
動物	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行																											
	存在・供用	造成等の工事																											
植物	工事	施設の使用 造成等の工事																											
	存在・供用	施設の使用 造成等の工事																											
生態系	工事	施設の使用 造成等の工事																											
	存在・供用	施設の使用 造成等の工事																											
景観	工事	施設の使用 造成等の工事																											
	存在・供用	施設の使用 造成等の工事																											
廃棄物等	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行																											
	存在・供用	施設の稼働																											
温室効果ガス	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行																											
	存在・供用	施設の稼働																											

【変更箇所】

事業計画の見直しに伴い、調査工程を一年延長した計画に見直した。

別紙 5： 12.4.1 事後調査書の提出時期

【準備書の内容】

工事中	工事終了予定が平成 34 年度であることから、平成 35 年度の早い段階とする。
供用時	施設の供用開始が平成 34 年度末であることから、平成 36 年度の早い段階とする

【変更後の内容】

工事中	工事終了予定が平成 35 年度であることから、平成 36 年度の早い段階とする。
供用時	施設の供用開始が平成 35 年度末であることから、平成 37 年度の早い段階とする

【変更箇所】

事業計画の見直しに伴い、事業の実施期間を一年延長したことを考慮した事後調査書の提出時期に見直した。

指令環政第860号

吉見町

平成31年1月29日付けで申請のあった（仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業に係る準備書記載事項変更に係る手続等の免除承認については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年規則第98号）第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、準備書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

平成31年2月14日

埼玉県知事 上田 清 司

